

公 告

下記の委託業務について、公募型プロポーザルに係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

平成 26 年 5 月 28 日

地方独立行政法人静岡県立病院機構
静岡県立総合病院 院長 田中 一成

記

1 業務概要

(1) 業務名

平成 26 年度静岡県立総合病院(仮称)新放射線治療・手術棟建設工事設計業務委託

(2) 業務内容

基本構想及び基本設計・実施設計業務（建築・設備・外構その他を含む。）

地質調査業務委託及び電波障害調査業務委託の発注準備等

(3) 履行期限

平成 27 年 9 月 30 日限り。ただし、基本設計は平成 27 年 3 月 31 日限り。

(4) 契約限度額

本業務の契約限度額は、196 百万円（消費税抜）とする。

2 参加者の資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (2) 建物の種類が病院で、新築又は増築の実施設計実績を有すること。病院とは、許可病床数が100床以上で、内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科を含むものとする。当該実績は平成16年度以降に竣工したもの、又は公告日までに工事に着工しているものとする。
- (3) 総括責任者は一級建築士であること。
- (4) 総括責任者及び意匠主任担当者は、参加表明書提出者の組織に属していること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（申立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定に基づく特別清算開始の申立てがなされている者（申立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者（申立てが予定されている者を含む。）でないこと。
- (8) 最近1年間の国税又は地方税の滞納をしている者でないこと。
- (9) 静岡県及び他の自治体等からの入札参加停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」

という。) 第2条第2号に該当する団体でないこと。

- (11) 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していないものをいう。以下同じ。)である者でないこと。
- (12) 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものをいう。)が暴力団員等である者でないこと。
- (13) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用をしている者でないこと。
- (14) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者でないこと。
- (15) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (16) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者でないこと。
- (17) 本業務に関する審査委員会の委員本人又は委員が属する企業及びその関連会社でないこと。なお、関連会社の定義は、下記によるものとする。
 - ア 本業務に係る審査委員会の委員本人又は委員が属する企業の発行済株式総数100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
 - イ 本業務に係る審査委員会の委員本人又は委員が属する企業が、発行済株式総数の100分の50を超える株式を有する者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
 - ウ 本業務に係る審査委員会の委員本人又は委員が属する企業の代表権を有する役員が当該業務に関与した者の代表権を有する役員を兼ねている者

3 担当部署、募集要項の配布

- (1) 担当部署
〒420-8527
静岡県静岡市葵区北安東4丁目27-1
地方独立行政法人静岡県立病院機構 静岡県立総合病院 事務部管理課
電話番号 054-247-6111(代表) FAX 番号 054-247-6140
電子メールアドレス sougou-kanri@shizuoka-pho.jp
- (2) 説明書の配布場所及び配布方法
静岡県立病院機構ホームページ (<http://www.shizuoka-pho.jp>) に掲載する。

4 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、説明書に基づき参加表明書を作成し、持参すること。

- (1) 提出期間
平成26年5月28日(水)から平成26年6月11日(水)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- (2) 受付時間
午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
- (3) 提出先
3(1)に同じ

5 現場説明会の実施

現場説明会に参加を希望する者は、現場説明会参加申込書を作成し、電子メールにて送信すること。電子メール送信後、その旨を電話で連絡すること。

(1) 提出期限

平成 26 年 6 月 4 日(水)午後 4 時まで

(2) 提出先

3 (1)に同じ

(3) 実施日時

現場説明会は平成 26 年 6 月 9 日(月)から平成 26 年 6 月 10 日(火)までの日に実施する。実施日時は、平成 26 年 6 月 6 日(金)までに、申込者に電子メールにて送信する。

6 参加表明書に関する質問

(1) 提出期限

平成 26 年 6 月 4 日(水)午後 4 時まで

(2) 提出先

3 (1)に同じ

(3) 提出方法

質問書を作成し、電子メールにて送信すること。電子メール送信後、その旨を電話で連絡すること。

(4) 回答

平成 26 年 6 月 6 日(金)までに、静岡県立病院機構ホームページに掲示する。

7 技術提案書提出者の選定

(1) 評価基準

参加表明書を説明書に示す評価項目・配点で評価し、技術提案書の提出者を選定する。

(2) 技術提案書の選定数

技術提案書提出者を 5 者程度選定する。

技術提案書提出者として選定された者に対しては、平成 26 年 6 月 13 日(金)までに、選定通知書を電子メール及び書面にて通知する。

8 非選定理由に関する事項

(1) 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、平成 26 年 6 月 13 日(金)までに、書面により通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、非選定通知の日の翌日から平成 26 年 6 月 18 日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)に、書面により非選定理由について説明を求めることができる。受付時間は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。

(3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、平成 26 年 6 月 25 日(水)までに、書面により回答する。

(4) (2)の書面は、3 (1)まで持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。

9 技術提案書の提出

技術提案書提出者として選定された者は、説明書に基づき技術提案書を作成し、持参すること。

- (1) 提出期間
平成 26 年 6 月 13 日(金)から平成 26 年 7 月 2 日(水)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) 受付時間
午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで
- (3) 提出先
3 (1)に同じ

10 技術提案書に関する質問

- (1) 提出期間
平成 26 年 6 月 13 日(金)から平成 26 年 6 月 18 日(水)午後 4 時まで
- (2) 提出先
3 (1)に同じ
- (3) 提出方法
質問書を作成し、電子メールにて送信すること。電子メール送信後、その旨を電話で連絡すること。
- (4) 回答
平成 26 年 6 月 20 日(金)までに、静岡県立病院機構ホームページに掲示する。

11 ヒアリングの実施

技術提案書の提案内容等について、配置予定の総括責任者に対し、次のとおりヒアリングを実施する。

- (1) ヒアリングは 1 者につき 45 分（説明 20 分、質疑 25 分）程度とし、総括責任者、意匠主任担当者及びその他の主任担当者からなる 3 名以内の説明者の出席を求めて実施する。
- (2) ヒアリングは平成 26 年 7 月 8 日(火)に実施予定である。詳細なスケジュールは、選定通知書に示す。

12 設計候補者の特定

- (1) 評価基準
技術提案書を説明書に示す評価項目・配点で評価し、設計候補者を特定する。
- (2) 設計候補者への通知
設計候補者として特定された者には、平成 26 年 7 月 10 日(木)までに、特定通知書を電子メール及び書面にて通知する。

13 非特定理由に関する事項

- (1) 技術提案書を提出した者のうち、設計候補者として特定されなかった者に対しては、平成 26 年 7 月 10 日(木)までに、書面により通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、平成 26 年 7 月 15 日(火)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に書面により、非特定理由について説明を求めることができる。受付時間は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。
- (3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、平成 26 年 7 月 23 日(水)までに書面により回答する。
- (4) (2)の書面は、3 (1)まで持参すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。

14 審査

本プロポーザルの選定及び特定までに関わる審査は、静岡県立総合病院(仮称)新放射線治療・手術棟建設工事設計業務委託設計候補者特定委員会（以下「委員会」という。）において行う。

15 資格等の確認

委員会が特定した設計候補者は、参加表明書に記載した資格及び実績等を証する書類を提出し、確認を受けることとする。

16 随意契約に係る見積書の徴取

委員会が特定した設計候補者を当該業務に係る随意契約の見積書の徴取の相手方とする。ただし、設計候補者に事故等があり、見積書の徴取が不可能となった場合は、順位上位の者から見積書の徴取の相手方とする。

17 契約条件等

(1) 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

(2) 契約保証金

免除する。

(3) 前払い金

委託料の 30%以内とする。

18 その他

(1) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(2) 本業務を受注した建築関係建設コンサルタント及び、本業務を受注した建築関係建設コンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

(3) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないものとする。

(4) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリング等に係る全ての費用は、提出者の負担とする。

(5) 無効となる参加表明書又は技術提案書

参加表明書又は技術提案書が次の条件の一つに該当する場合は原則として無効とする。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ 説明書に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

カ 虚偽の内容が記載されているもの。

(6) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。また、提出された参加表明書及び技術提案書は、選定及び特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。

- (7) 参加表明書及び技術提案書提出後において、差換え、再提出及び記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (8) 照会窓口は、3 (1)に同じ。
- (9) その他
- ア 提出された書類は、選定及び特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
 - イ 技術提案書の提出者として選定された者を公告することがある。
 - ウ 提出された技術提案書は公表することがある。
 - エ 参加表明書及び技術提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。
- (10) 詳細は「平成 26 年度静岡県立総合病院(仮称)新放射線治療・手術棟建設工事設計業務委託公募型プロポーザル説明書」による。